(総括表)

機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	1	内部管理業務	С-с	① 国特有の事務であり、引き続き国で実施。	国に残す業 務(全国知 事会見解H 22.7.15)		
A A	2-1	経済産業省生産	既施種都に入整つ ※ にしで道おれっい検 上調であ府いるたで検 C 記もをるての受制の譲 外	④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置で計りらい。 とのでは、	事会見解 H 22. 7. 15)	都道所の 都道所 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、	21.3.24 地方分権改革推

TM BB ~		± 74		自己仕分結果		7.0 11.47 - 7.77	
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	2-2	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済 ・経済 ・経済 ・経済 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		4) 当該統計調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられている。調査対象が約760であり、仮に都道府県に移譲すると業務量が微少該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等習得しなければならな事門的知見が養われない中、都道府県に移譲するさされる。また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となって(199 になる。また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となって(199 になる。また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となって(199 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(199 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(19 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(19 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(19 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(19 になる。また、国連に報告する温室効果がス排出量算出の基となって(19 になる。また、国連に報告する。第一約束期間(2008年度から2012年度)中の排出量計算方法に関連を表現の経続が望まれるため、引き続き局が実施するものとする。なお、2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)における指摘事項を踏まる。	事会見解H		〇出先機関改革にかかる工程表 (H21.3.24 地方分権 立 主推進本部決定):民間委託の 大等を進める。 〇「公的統計の整備に関する基本 的な計画」(平成21年3月閣議決 定)において工卒ルポーの において工整理、民間委託の関係を表しての関係を記している ることをめ、まで を検討していく)
経	2-3	景気動向等に関す る統計調査の実施 ・埋蔵鉱量統計調 査	D <u>廃止</u> ・民営化		廃止・民営 化(全国知 事会見解H 22.7.15)		・民間委託の拡大等を進める。 (出先機関改革にかかる工程表 (H21.3.24地方分権改革推進本部 決定)) ・基幹統計から除外する (「公的統計の整備に関する基本 的な計画」(平成21年3月13日閣議 決定))
経	2-4	景気動向有法の実施に関東施・が表計の実施を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	民間委託 (検討)	① 当該調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられており、ガス事業者の実態を適切に把握することは、ガス事業法の着実な執行や、制度改正の適切な実施のために不可欠であり、国として引き続き全国統一的に実施する必要がある。対象事業者が2,000(対象事業所8,000)あることから、業務の効率性の観点から現場に近い地方経済産業局が実施している。対象となるガス事業者のうち都道府県域を超えて活動するものが相当数いることから、全国統一的な調査の実施のためには、全国限無成、位域的実施体制が整備される必要があり、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等ではその実施に著しい支障が生じる。 ④ 都道府県によっては調査対象が少なくなることから、都道府県におないのに支障が生じる。今後、当該調査については、民間委託の拡大について検討を行うする。	事会見解H		民間委託の拡大等を進める(出先機関改革にかかる工程表(H2 1.3.24 地方分権改革推進 本部決定))

				自己仕分結果	l	Г	
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
A	2–5	景気動向等に関す る統計調査の実施 ・地域経済動向の 把握及び分析等	С-с	① 企業活動は、都道府県域を超えて行われており、広域なブロックごとに実態を把握しなければ、経済動向を的確に把握することができず、また、現行の地方自治法における「広域的実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的実施体制と各経済産業局の時轄が必ずしている経済産業行政に著しい支障が生じる。なお、当該調査は、ののような地域経済動向等も参考に実りのを経済産業行政に著しい支障が生じる。なお、当該調査は、ののような地域経済の時ないとの対している経済を業行政に著しいるを種族の効果などその時ないでで、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、	会見解H		
—————————————————————————————————————		新規産業の環境整 備に関する事務 ・エンジェル税制 の認定	C - c	④ エンジェル税制は、ベンチャー企業等に対して出資を行う投資家に対する金融所得課税に係る特例措置であるが、その適用案件は大都市部に偏在している。(適用案件0件:23県、1件:8県)。仮に都道府県に移譲すると、今後の申請に対応するため、各都道府県で的確な執行体制を整備する必要が生じる一方、都道府県によっては見込まれる事務量等が微少であることにより、審査能力等のノウハウの蓄積・維持が困難となり、また、行政効率が著しく非効率なものとならざるを得ない。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。			
経		新規産業の環境整 備に関する事務 産業クラスターの 支援	B2	広域的実施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取り組みについて地域競争力強化事業等を活用し引き続き取り組んでいく。	(全国知事 会見解 H		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。産業クラスターの「自律的発展期」(2011年~2020年)における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】

機関名 事務・権限	(記号)	自己仕分結果(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経 3-3 新規産業の環境整備にソーシーの振興に関する事務・ソスの振興の事務・ジャスの振興の事務・ジャスの振興の事務・ジャスを事務・ジャスを事務・ジャスを事務・ジャスを事務・ジャスを表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	6-c	①② SBを振興する必要性は、上記の「新しい公共宣言」や「新成長戦略」などにより明かであるものの、SBについては、その事確立さいくるとから、また、導的にその振興に向けた役割を担っている。また、準して、の独国によいな、上して、の独国によいとものもののもに活動であることがの地域にある。といい社会の動き認識もでは、地にの独国に応じて新たな社会の重要者を担って地ある。といい、当時では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田		①(社のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	

機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	4	商工会議所に係る 許認事務	※商工会議所 の原係の原係の にほい緩和 ので係るので のので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。	会見解 H 22. 7. 15)	は、商工会議所法を所管する国において、同 法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用	告 (H20.5.28),第2次勧告 (H20.12.8)】 商工会議所の定款変更等に係る国 の権限について、規制緩和を含め

機関名	i	事務・権限	(記号)	自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		技術等のは域ン) おります 単地 はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	C - c	合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域連合等に属する自治体内の企業等からの提案が優先されることに研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に苦しい支障が生じる。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 4 本事業では、平成22年度においては45件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。	会見解 H 22. 7. 15)	○(地業院の ・ で、 ・	
稻	€ 1 5−2	技術開発・人材育 成等による事実に係る 度化支援に係る 務 ・産学人材育成 パートナる 事務	D <u>廃止</u> ・民営化	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。 今後は、国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働による、地域 イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推 進。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	5-3 情報処理の促進に関する業務	С— с	① 情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。 こうした国家IT戦略の一環として、地域の中小企業等によるITを利活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援や、先進的な取り組みを行あうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援といった場所報セキュリティに関する脅威に対対応で対応に、国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進することとの策的に非常に重要であるが、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	(全国知事 会見解 H 22.7.15)	自治体では、住民に対する基礎的なIT講座等を実施することはあっても、地域の情報処理・ソフトウェア関連企業が取り組む先進的な事業の振興等の関する業務を行うことは規模の観点からも効率的とは考えられず、ブロック単位程度での事業を実施することが適当。(自治体担当者)	成22年5月) 「新成長戦略」(平成22年6
経	5-4 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務・アジア人材資金構想に関する事務	<u>廃止</u> ・民営化	本事業は、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援まで取り組むものである。今後も国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働によって取り組むべき先進的事業であるが、事業仕分けにより廃止が決定。 なお、現在参加している留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施。		国家的な戦略のもとに留学生誘致政策を展開しなければ、世界の潮流から遅れを取ることは明らか。国レベルのムーブメントとしてやらないとアジア各国に認識されることはない。日本国のメッセージをアジア近隣諸国に国レベルで伝えることが優秀な留学生を獲得する戦略として肝要である(事業実施関係者)	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	絶滅9年を表するの作品を表するのでは、本種では、大きなできます。 おいまい はいい はい は	C-c	①、② 本制度はワシントン条約決議等に対応して導入されている規制であ	会見解H	≪地 東京 ・ ・ ・ は、が等し ・ を ・ は、が等し ・ を ・ は、が等し ・ も を を を の に を を の に と を の に と を の に と を の の に と を の の に と を の の に し の に と を の の に し の に と を の の は に の に し の に し の に し の に し の に し の に し の に し の に し に の に し の に し の に に の に し と の と の に し に ら の で に の に し に ら の に に の で れ を も に の に の に の に の の に に の の の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の	
経		※県業認等収のて等管府与のに等製の立限、所すに併するを構造の立限、所すに併するとはの業性が関係を関係を表して、のは、所すに併いませい。 のに等製の立限、所すに併するを検つ業地都限権	④ ・各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	会見解H	【登録認証機関】 認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以の報告・一を主いる。・・の報告でいる。・・の報記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

機関名	3	事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
***			<u>(記号)</u> C-c	(説明) ①、④ 経済産業局特許室では、都道府県が実施している弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っている。相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある。また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは行政効率が著しく非効率とならざるを得ない。地方自治体における産業財産権に係る相談事務の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解H		
糸	E 9	産業財産権に関する確認事務・中小設計を対象でのでは、 ・中のでは、 ・でのでのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでは、 ・でのでは、 ・でのでは、 ・でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	C-b (検討)	①、② 地方自治体は当該事務の申請者でもあり、利益相反の観点から地方自治体に当該事務を委譲することは困難。 さらに、当該確認事務は、未公開情報を用いて実施しているため、産業財産権の出願を行う都道府県が行うことは不適切。 なお、当該事務は、郵送等により対応が可能であり、本省への引上げを検討する。(本省引上げを検討するに当たっては、経済産業局で対面による確認事務を行う選択肢が無くなるため、行政サービスの質とユーザーの利便性が低下すること、いずれにしても確認の前段階としての相談事務が生じることについて留意が必要。)	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		
1 %	₹ 10-	1 中小企業の経営の 向上、新たな事業 の創出等に関する 事務 ・ものづくり高度 化支援に関する事	C - c	① 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。このため、広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	会見解H	経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中 小企業の保有する強みの技術を強化していく 国のプロジェクトとして非常に重要である。 (総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤 技術高度化支援事業へのコメント)	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端の立なモ事業など全国的視点に、新連携に限定する観点から、新連携で、中本ででが連携推進法及び補助金に、新連接のでに、新進には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

144 88 72	I	±20 45 110		自己仕分結果		7 o ll 4 + T o ÷ P	BI CO O THE TO A LOS
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		中小企業の経営事務に関する事務連務	С-с	① 新連携については、国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 新連携については、認定件数が年間15件の都道府県が存在するの上で、認定件数が年間15件の都道府県が存在するの場で、製行体制の整備が必要であり、都道府県での執行に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県知事が人のに関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県知事が大田の出生が、事務を現れまで、計画の承認は、基本的に配すによるが、異なった都道府県ととしているが、異なった都道府県ととしているが、異なった都道府県ととしているが、異なった都道府によいる広域実施体制は組織の永続性が担保されておらず、とに変更するこのには、内田を発表を現れておらず、とに変更するこのため、実施体制は組織の永続性が担保されておらず、とに変更するこのため、法律等には対して、大田であるとともに、広域的度の安定的に対して、大田であるとともに、広域的度であるととが高当。また、法律の認定・承認に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	解22. 7. 15)		国の役割を、地方が行うにとないる。 国の役割を、地方がの先点に、新連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連連
経	j	向上、新たな事業 の創出等に関する 事務 ・中小企業の地域	源活用版第二年 「おすいしたすりです。 「おいしてすりでする。 「おいしてはないでする。 「おいではないでする。 「おいではないでする。 「おいではないでする。 「おいではないでする。 「おいではないでする。 「おいではないでする。」 「おいではないでする。 「おいではないでする。」 「おいではないでする。 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「おいではないでする。」 「はいではないでする。」 「はいではないできまする。」 「はいではないではないできまする。」 「はいではないできまする。」 「はいではないではないではないできまする。」 「はいではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。	(全国知事 会見解 H		国の役割を、地方が行うことのできない全国レルの先端立立とのできない全国レイルの先端立立連続になる。 業に限定する観点から、が中地域に関連強進では、新中地域では、新中地域では、新中地域では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに

		1	点口从八红用	ı		1
機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10-4 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務・農商工連携に関する事務	C - c	① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 認定件数が年間14件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。 法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	会見解 H 22. 7. 15)		国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なったない名間と全国に対しては、新連に立っては、新連に対しては、新連には、新連には、新連には、新中小企会には、大中小企会には、大中小企会には、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
— 経	10-5 中小企業の経営の向上、新たな関すの創務・中小企業を事務・中小企業を事務・中小企業を事務・中小企業を事務・・接に関する事務・・	C - c	①国は全国レベルで事業再生支援の専門家人材を確保して、事業再生支援を行っている。また、中小企業が借入する金融機関は地域を地域を中へ全業を行っている。また、中小企業が借入する金融機関は地域を中へ企業を様であり、金融機関の店舗も地域を越えているの中へ企業等性の方式をである。ことができるとのでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個		地域ごとに異なる手続きでは債権放棄等の要請に応じがたいこと等から、全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。【金融機関】	

				自己仕分結果			
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-6	中小企業の経営の 向上、新たと関 の創 の創 の の の の の の の の の の の の の の の の		4) 当該業務は、税制措置等の前提となるものであり、全国に存在する中小企業者に対し、国の機関が責任をもって、統一的に遂行する必要がある。 当該業務の遂行に当たっては、(1)関係法等の高度な知見の集積が必要であること、(2)数百ページに及ぶ当該業務に係るマニュアル、租税特別措置法法令解釈通達、コンメンタール等の内容を熟知する必要があること、(3)繁閑に係かる査に避性・第与税の申告的よで、事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠見込までにと等から、事務・権限の的確な執行体制の整備が不可見込まれる事務量が少ないことにより、行政効率が著しく非効率とならざるあり、したとえ業務の理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、地域格差が生じる可能性が高い。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。			
	10-7	中小企業の経事する。本語の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、		① 当事業は、都道府県に所在する地域支援機関での対応が困難である中小企業の高度かつ複雑な経営課題(新事業展開・販路開拓、創業、事業承継等)の解消のため、当該課題に対応できる最適な高度専門人材を全国から選定しているものであり、仮に広域的実施体制が整備されたとしても当該課題解決に最適な高度専門人材を全国から選定することができず、著しい支障が生じる。ただし、事業者を酌所在や抱える経営課題は地域によって異なるため、地域の実情済産業局が完施することが適切。仮に国が当該事業を行わない場合、中小企業の課題に適切に対応することが出来ず、我が国の産業基盤を支える中小企業の健全な発展に著しい支障を生じる。		下では、 「中では、 「ででが、 「でが、 「でが、 「でが、 、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 「でが、 でが、 でが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でがが、 でが	

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	10-8 中小企業の経営の 向上、新たな事業 の創出等に関する 事務 ・地域商店街活性 化法に関する事務 等	С-с	① 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点(モデル性、社会課題対応等)から選別して支援を行っており、財政上の制がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約1700市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。		全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果(アスターの調査結果(アルラー 語装なでの調査結果(アルラー 語 まなって、アーケーの全面ではできるののではでいます。 いって、では、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力ででは、大力では、大力	
経	10-9 中小企業の経営の 向上、新たな事業 の創出等に関する 事務 ・物流・流通業務 効率化等に関する 事務	С-с	④ 本法が施行された平成17年から経産省の認定件数は5件(3省で135件)であり、その内訳も関東局4件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		「流通業務の総合化と、 で

機関名 事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経 10-10 中小企業の経営の向上、新たな事者の創出等に関する事務・JAPANブランド育成支援事業の事務		① 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPANブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指するの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランドカが必要ではなく、り、国を挙げた支援が必要。本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏また上でプロジェクトを選定しており、日本全体の輸出で選定できるものでもないことから、広域的実施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。 ④ 平成22年度の本事業の実施件数は、全国で66件であり、47都道府県のうち、最も少な事務量を自治体に移動が少ないことからも引き続きのの観点から、といるのでは、各種のである。本の観点から表しているのである。本のでは、各種のである。本のでは、各種のである。本のでは、各種のである。本のでは、各種のである。本のである。本のである。本のである。本のでは、本のには海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。ま業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。			

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
A	中小企業の取引の 適機事業には 会務代金、 会 を 会 も も も も も も も も も も も も も も も も も	※す査 「限に法公会つし産て報 ※事るの与)つを正と検、業も告実 上業報権(すい所取調討地局引・実C記も者告限行るて管引整。方にき検施-c以のが検付権と本る員つだ済いきを の	① 下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関調査を行い、親事者に対する高査を出事を元に、会国約23万社の下請事業者に対するを主義者に対するを国約23万社の下請事業者に対立入検査を知事を元に、役後、当該調査をは、全国規模でいれ場での事業の事業の事業の事業の事業の事業の事業を担じていて、企業との事業を担じていて、企業との事業者の事業をでして、企業との事業者の事業をでいた、のの事事のでは、全国規模でいれ場ののでは、企業を関して、ののの事業者が、ののの事業者が、ののののでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	地方移管 (全国解 H 22.7.15)		
経	中小企業の取引の 適正化、事業活動 の機会の確保に関 する事務 ・官公需対策に関 する事務 等		① 国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。 さもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由がなく、引き続き国で実施することが適切。			

_	_			自己仕分結果		I	1
機関	名	事務・権限	(記号)	自己在方格来(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	経	中小企業に対する 円滑なる事務 に関用する ・信用が関する ・に基関する 等 等		② 信用保証協会に対する報告徴収・立入検査については、信用保証協会法第51条及び同法施行令第6条の規定により既に都道府県知事が処理する事務とされているところ。一方、中小企業信用保険法に基づき、信用保証協会が行った信用保証の再保険を行う日本政策金融公庫に対し、毎年数百億円から2兆円近い予算を措置している国としても、中小金業信用補完制度の健全な運営を図る観点から信用保証協会に対する報告徴収・立入検査が行えした場合で、名業者に対する適近な保証が行われているを行かで認うさべがなく、信用補完制度の適切な保証が行われているでは、と中小信用補完の適切な保証が行われているである。 な保証が行われているといとした場合なく、信用補完が要の ないで、 国が行いをできるため、引き続き実施することががない、日々、信用保証協会や地域の金融機関と緊密な連絡についるも、日々、関係の立とに、信用保証協会への立入検査については、財務局と合同で実施している観点からも、より現場に近い経済産業局で実施することが効率的。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		
	経	関する事務 ・中小企業団体法 に基づく協業組合 の設立認可、報 告、立入検査 等 ・中小企業等協同	※県る協工組関等の区では、商品では、大学のは、大学のでは、いきいは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、ないでは、ないは、ないがは、大学のは、ないがは、はいいは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないは、はいいは、はい	① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域的実施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的実施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来たすため、引き続き経済産業局で実施することが適当。 当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。	会見解H		
	経	中心市街地の 市街地の ・地商業等 ・地商業する 事 ・地商関する ・地商関する ・地商関する ・地商関する ・地商関する ・地商関する ・地商製を ・地商製を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		① 国の補助事業における事業採択は、地方が行う事のできない全国レベルの先進的なモデル性のあるものに限定して行う必要があり、本件も中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行ってい町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。 なお、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の適切な執行等の観点からも、現場に近い経済産業局が行うことが適当。	会見解H	・戦略的中心市街地である会主を は、であり、地域経済活性化のために必要なる会主を は、であり、地域経済が疲弊している。 くてはならないものであります。 【全事ではないものであります。 【全事では、中心市街地活性化さらないものでません。 ・国においが計画がは、中心市街地では、中心は近半では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中では、中のよりでは、中のよりに、は、中のは、中のは、中のは、中のは、中のは、中のは、中のは、中のは、中のは、中	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、行政刷新会議「事業仕分け」(平成21年11月)にて予算の2割縮減との評決を受けた。

	T			自己仕分結果			
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
紹	: 15	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に 関する事務 等	G - c	① 国は都道府県が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する地域の取組を支援していく必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るために、地域に均一に配分するのではなく、全国的視点のもので採択を行っている。広域的実施体制や都道府県に委譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択することができず、産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。	会見解H		
絽	16-1	特定商取引法に基 づく調査・処分に 関する事務		消費者庁から回答			
新	16-2	業者、就払式特力 取引業者、事業人 の別クレジオ、立 の別クリオ、立 の 業者、登録、立 入検	府事る業報入付限た続のと ※ 県業ク者告検与)だき事し 上 内所レに徴査(をし出務て C記も に等ジ対収の併検、先・実 c以の がッす・権行討引機権施 外	①②③及び④ 広域的実施体制が構築されても広域自治体間で事業者が規制の緩いない、全国均にができなら消費者事故が担い対応が異域に、全国均には自治体できる。では、大きない、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ない	会見解H		一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)

機関名		事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
100 (X) L		子切 催成	(記号)	(説明)	-E73 8007 E676	での他自力曲の恋児	成在の政府が近代
A	17	消費生活等の相談 に関する事務		①②及び④ 行政として、消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、必要不可欠な事務である。経済産業局は、都道府県における消費者相談とは別に、経済産業省の所掌事務についての消費者からの相談窓口として機能しており、経済産業局の所掌事務に変更がない限り行政として相談に対応しなければ、消費者の利便性に著しい支障を来す。また、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問題い合せが相談数の約3割を占め、また、特商法等の執行における悪質者の行為の端緒情報の収集が行われていることからも、地方自治体の相談のとは別途、経済産業局が特商法、割販法等の法執行業務の一環としても相談業務を行うことは必要。	会見解H		「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)において、地方の消費生活センターで、地方の消費相談でした位置づけ、緊急時の対応や広域的な問題への対処のために全国へいるとってを構築でした。、地方公共団体との連携を強化する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)
経	18-1	生活用製品の製 造・輸入業者への	の「所が造業徴査事所を道限を討出い都の事在者へ・つ所の轄県与限た機も所事業す・の立い・所すへ(をだ関引原事所る輸報入て事在るの併をしにき界務を輸報入で事をのがした。	広域的実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。 技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみすべての消費基準には低く、国内のすべての消費基準に大の時にた害を与えないようには、違反対い、全国一律に消費者への検証及び確定並びに改善指導等)を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業	会見解 H 22. 7. 15)	【地製造・ () では、 () に、 () に	

機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
· 程	18-2	製造・輸入業者へ	Aのに所が造業徴査事所を道限 「一都の事在者へ・つ所の轄県与限た機も の事在者へ・つ所の轄県与限た機も が東京・の立い・所すへ(をだ関引 ※県か業す・の立い・所すへ(をだ関引 ※県・のが、業地都権行検、お続	広域的実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費準定命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応(技術基準定長等の検証及び確定並びに改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 なお、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業	会見解H	【地方音・	
経	18-3		のに所が造業徴査事所を道限を訪出い都の事在者へ・つ所の轄県与限た機も所事所る輸報入て事在るの併をしにきいい、所すへ(が関別県事所る輸報入て事在るの併をしにきたのが、業地都権行検、お続内務等製入告検、業地都権	広域的実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の時にの対応に危害を与えないようにするには、違反対応(技術基準定長等の検証及び確定並びに改善指導等)を迅速かつ全国一律に行うことが必要。 また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業	会見解H	【地方自治体か事業者は、不等業者は、不可能の方面、 ・製造・輸入工工、 ・製造・輸入工工、 ・動力の主体をさせ、 ・大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	

144 88 4				自己仕分結果			
機関名		事務・権限	(記 号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	18-4	の適正化に関する 法律に基づく液化 石油ガス器具等の 製造・輸入業者へ	の「所が造業報入て事在るの(をしに都の事在者に徴査事所を道権行討出い済み業す・対収に務等管府限権。先て府事所る輸す・つ所の轄県付限た機も内務等製入る立い、所すへ与)だ関引	広域的実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができならなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ)とといる時代を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない。といる事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。技術基準不適合品れている可能性は低く、当該製助すべての消費基準の検証及び確定定立いようには、違反対応(技術であるに代表を与えないようには、違反対応(技術で表すが必要、を過去を与えないようにでは、違反対応(技術を基準で対応を関係を表するでは、といるのとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、といるとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	会見解 H 22. 7. 15)	【地方自治体か高見】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
経	18-5	品の製造・販売・	の「所が造業者にす収に務等管府付都の事在者・卸るる立い、所すへに所事業す・販売)報入て事在るの併県事所る表売業に告検、業地都権行内務等製示業者対徴査事所を道限権	広域的実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制(検査、処分等)ができなくなり、(イ)違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、(ロ) といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応を迅速かの生命や財産に危害を与えないようにするには、違反対応を迅速かの生国一律に行うことが必要。また配置することが必要であり、上記により、引き続き、経済産業者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業をで実施。なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務で実施。なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務で実施。なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務の・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者に知売業者に限る)への報告徴収及び立入検査の権限を、することを検討。	会見解 H 22. 7. 15)	・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A	製造事業者等に対する報告徴収、 立入検査の権限を、都道府県に付

横関名 事務・権限 自己仕分結果 地方側の意見 その他各方面の	意見 既往の政府方針等
日	○法決方は ○法決方は 「大きな対 「大きな対 「大きな対 「大きな対 「大きな対 「大きな対 「大きな対 「大きなが対 「大きなが対 「大きなが対 「大きなが対 「大きなが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないが、 「ないないが、 「ないないない。 「ないないない。 「ないないないないない。 「ないないないないないない。 「ないないないないないない。 「ないないないないないない。 「ないないないないないない。 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

幾関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	20	コンテンツ産業等の振興に関する事務	C-c	① コンテンツ産業は比較的新しい産業分野であることから、その振興には世界標準を視野に入れた国際競争力強化のための環境整備が必要不可欠。そのため国は全国的な視点から先端的なモデル事業を選定し支援及び調査を行い、その成果の横展開を図っているところ。例えば、日本のコンテンツ産業を、広く海外にアピールしている「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(Cofesta)」では、各経済産業局が連携し、全国から募集し選定した中小企業・個人等の地域コンテンツが出展する総合見本市・海外ミッション派遣及びセミナー等を開催。全国からモデル事業を吸い上げ、海外市場にアピールするとともに、事後に成功事例の全国展開を目指しているところ。仮に、コンテンツ産業振興を広域的実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による事業の採択・支援が困難となり、全国に提示されるべきモデル事業の質にバラつきが出るおそれがある。	会見解 H 22.7.15)	・出口として東京コンテンツマーケット (TCM)※1を前面に打ち出しているので、継続していただきたい(高知県)・県単独では、参加者も少なく事業費も限られている。広域に取り組む経済産業局と連携から、TCMの優秀加するが、ネットワー屋の大クットにある。に進出するなど、石川県)・CrIS関西※2の取り組み長り・他の自治・との表に進生を実施することは難しく、局が自治・ととうまて事業を実施することは難しく、局が自治・ととうまて事業を実施することは類単の場合の自治・はというまで、引き続き継続するクリエイターの総合りまで、引き続きが表が、1 多様なオリジナルコンテンツが集結するクリエイターの総合見本市※2 関西のコンテンツの新たな利活用とグローバルなファンツの形成のためのイベントの形成のためのイベント	
	21	競輪・オ連・ スの指導・ ・ 本導・ ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・	C-c	① 競輪・オートレース事業は、地方自治体が実施主体となるため、地方自治体へ移譲することは中立性が担保出来ない可能性があり、同事業の公正かつ安全な監督に著しい支障が生じる。また、同事業の実施は統一性をもって行う必要があるが、その実施には全国に多くの関係者が関わっており、本省において全ての運営・施設状況を把握し適切な指導を行う事は困難である。さらに、場外車券売場の設置許可審査に当たっては、設置申請者が地域住民等と十分な調整を図っているか等を確認することが重要であり、それを判断するためには地域の関係機関との密接な連携が必要であることから、経済産業局で実施することが必要。当該事業は刑法賭博罪の特例として地方自治体が特別法の下で実施している公営競技であり、民間による地方自治体に対する指導・監督では、公正かつ安全な事業実施を担保できない可能性がある。			

機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	22	航空機・武器の関連法令の施行に関する事務	C-c	② 武器及び航空機については、公共の安全の観点から厳格な管理・規制が求められるところ、その態様が一律でなく、また高い技術が用いられている。これらに関する管理・規制については、最新の技術動向を踏まえた上で、統一的に運用する必要があるところ、事務処理基準や国による指示を認めても、各自治体の対応の相違等によって著しい支障を生じるおそれがある。 ③ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微なおそれがある。 ④ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微な必要があること、また、権限の対象には、自衛隊が運用する航空機も多く含まれることから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が必要があることとから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が困難となり、その運用に著しい支障を来すこととなる。 ④ 各都道府県に法令の内容に精通した担当者を1名以上配置する必要があるため、行政効率の点で問題あり(関東局は担当者3名が一都十県の担当業務に従事)。	地方移管 (全見解 H 22.7.15)		
経	23	化学兵器の関連法 令の施行に関する 事務 ・化学兵器禁止法 に基づく会いに関す る事務 等	C-c	① 化学兵器の関連法令の施行に関する事務は、化学兵器禁止条約に基づき、国際機関(OPCW)との間で各締約国に対応が求められる国際査察に対応するための業務であるが、国際機関からの査察通告時に国の指揮・命令に従い、即時に実行することが担保されない都道府県や広域的実施体制では化学兵器禁止条約の履行に著しい支障がある。 ④ また、国際機関の査察に対しては直前の対応が求められるため、いかなる時期、場所であっても迅速に対応できるよう体制整備する必要がある。一方で、査察は毎年約20回の実施であるため、条約に関する知見や化学に関する専門性を有する担当者を各都道府県にそれぞれ配置することは非効率。	事会見解H		

経 24 伝統的工芸品産業 の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・ の振興に関する事務 ・ 「不利の表別では、のとは、大学を関するを表現に関する。 「大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現である。 「大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現して、大学を表現では、大学を表現して、大学を表現りませらればなりませんないりませんないのでは、大学を表現しなりませんないりませんないまりませんないのでは、大学を表現りませんないのでは、大学を表現りませんないのできればなりませんないませんないのできればなりませんないりませんないる。まればないりませんないのできればなりませんないませんないりませんないりませんないる。まればないりませんないませんないりませんないる。まればなりませんないのできればないりませんないる。まればないる。まればないませんないのできればないっからないませんないる。まればないりませんないのではなっないりませんないませんないのできればないる。まればないりまればなりませんないる。まればないればないませんないまればないる。まればないりまればないまればないまればないまればないまればないまれば	幾関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
性がある。 ②一方、国指定の伝統的工芸品だけではなく、県指定の伝統工芸品に対しても支援を行っている積極的な自治体もあるが、その場合、かえって支援が「広く薄く」なっている。 ③昔は卸業者が営業を行い、在庫品の買い取りなどのリスクを負担していたが、現在では、第業、販売のリスク負担していたが、現在では、常等、全て自分たちで対応しなければならない。事業者としてがではあるが、これまでに十分な知らしなく、高齢化が進んでいる個人事業の主義になる。 個人事業の産地や他の産地や他の実には容易ではない課題。他の産地や他の業には容易ではない。 題別の企業には容更携による新商品開発のための情報提供や、流通に係る情報提供など、経産局が果たしているコーディネート機能は大きい。		の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する		① 伝産法に基づく支援補助金の交付においては、国は地方が行うことの 出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があ り、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体 に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化	(全国知事 会見解 H	正伝統の表示という。 一伝統の書きには、るま援に気能を をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をよいことを をはいまする をはいまする。 をはいまながらの をはいるの治体にを をはいるを をよいとの の治体にを をよいとの の治体にを をよいとの をよいとの の治体にない をはいる をはいる をよいを をよいを をよいを をよいを をよいを をよいを はいる で支、 の治体にない に差携仮治らの がのは、 にを をよいを はいる でも にです、 のの現品れ、 のの現品れ、 のの現品れ、 のの現品がで。 にの表がではにに、 でするのがで。 にの表がではにに、 でするのがではにに、 でするの、 でするのがではにに、 でするのがではにに、 でするのがで。 にの現品がで。 にの現品がで。 にの表がではにに、 でも担くの がで。 にのまるがではにに、 でも担くの がで。 にのまるがではにに、 でもしるがではにに、 でもしるがではにに、 でもしるがではにに、 でもしるがではにに、 でもしるがではにに、 でもしるがではにに、 のののののののののののののの。 はにに、 でしるのののののののののののののの。 はにに、 では、 にのののののののののののののの。 はにに、 のののののののののののののの。 では、 にののののののののののの。 はにに、 のののののののののののののののののののののののの。 ではにに、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

機関	名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	2	5 工業用水道事業法 の施行に関する事 務 ・給水開始前の届 出、事業休止 等	С-с	① 工業用水道事業者は、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する(平成22年3月31日現在、都道府県41、市町村103、企業団8、民間事業者2、計154)。 工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、事業の規制を実施する者と規制を受ける者が同一になるため利益相反の観点から、また同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフッティングの観点から著しい支障が生じる。	会見解 H 22. 7. 15)	多くの工業用水道施設が耐用年数を超過し、 更新時期を迎えている今だからこそ、工業用 水道の施設基準は、全国的な状況を把握でき	【H 2 1. 3. 2 4 地方分権改
	経 2	6 適切な計量の実施 の確保に関する事 務・計量法に基づく 製造・修理事業者 の届出、検査	C — c	④ 電気計器事業者(指定製造事業者)に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、都道府県に移譲した場合に、業務が分散され行政効率と専門性の低下となることから引き続き国の事業とすることが適当。 なお、事業者は全国に点在することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	会見解H		

_	_			五 コリハ針田			
機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	27	計実・監等		本事務については、「出先機関改革に係る工程表」で指摘されたとおり、23年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札により、市場化テストを実施する。			1 (改計 を表を と で と で と で と で と で と で と で と で と で と

機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	28	アルコール事務・シー・アルコールの表別の表別の表別の表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	C – c	① 現行のアルコールの管理制度は、酒類にのみ酒税が課されることから、酒類への不正な使用の防止をしつつ工業用に確実に供給させることを確保するため、国には製造、輸入、販売、使用まで一貫した管理を行う必要があり、仮に現行の管理制度が維持できなくなった結果、制度の見直しが行われると事業者に過大な負荷をかけることとなり、著しい支障が生じる。また、アルコールの大幅な供給不足等の緊急時には、製造・輸入の増産勧告を行う必要があるため、国が全国的な関点から調整を行う必要があり、仮に広域実施体制であっても著しい支障が生じる。また、アルコール事業者は、全国各地に偏在していることから、環に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ④ 仮に都道府県に権限を移譲すると、当該業務の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあるため、業務効率が著しく非効率とならざるを得ない。	会見解H	《関係事業者の声》 制度変更に伴う事業者への新たな負担や無用 の混乱を生じさせないようにしてほしい。	
A	29	電気事業の許認 可事務を ・事務で、事業の許認 ・事務で、事業の許認 ・一事を ・相談業務	С — с	①、②、③ 電気事業者の供給区域は複数都道府県にまたがり、また電力ネットワークは国全体で繋がっていることなどから、自発的な広域連合制度では、全国的な視点から統一的に事務を処理できないと考えられる。国が、電気工作物等について、届け出等を通じ正確な情報を一元のに把握した上で、統一的な判断に基づく監督、記で事を駆使して、のに担信をは、電力の安定供給の場合を取り、規制権者と被規制持に著しい支障が生じる。また、地方自治体が事業主体である場合もあり、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となり、適切な事務の執行が担保されず、最終的に電力の安定供給に支障が生じるおそれがある。さらに、広域での電力需給の逼迫等で有事とは、全国大での状況を踏まえた迅速かつた場の調整に当たっては、全国大での状況を踏まえた迅速かつた措置が必要であるため、自治体によるパラパラの対応では支障を生じうる。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	30 ガス事業の許認 可・監査に 関する事業法に基 ・ガス事業 ・ガス五事 務の監業 ・相談業務 ・相談		①、③ ガス供給導管ネットワークは、各都道府県をまたがる広域ネットワークとして形成が進んでおり、例えば、ガスの生産基地等でのトラブルが遠く離れた消費地等まで影響する性質がある。したがって、自然災害や事故等、ガスの安定供給に支障を及ぼすような事態が発生した場合に、安下のな供給を維持するためには、事業者へな措置を行う必要には、などを、広域的関点から最適の組み合わせ、迅速な措置を行う必要があるが、ブロック単位で、あるブロックでは広域的実施体制があり、他のブロックではないといった事態が想定される自発的な広域的実施体制の構築では当該措置に著しい支障が生ずるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生ずる。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	会見解H		

		ı		自己仕分結果		I	1
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
释	31	エネ		① 地方自治体によるエネルギー広報の実施を否定するものではないが、エネルギー広報は、国がエネルギー広報の実を推進するための手段であり、政策本体の実行と一体のものとしてエネルギー政策を実施している国が責任を持って実施しなければ、原子力広報等に苦結せずる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結せずる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結とでは、ない要素全面的に都道府県に委ねている場合、原子力広報等のエネルギー広報を享見が分かれがちによる場合、原子力については国と地方とで意見が分かれがちによる場合、原子力については国と地方とで意見が分かれがもことが、原子力政策の推進等に著しい支障を生じるおそれがあこととのより、高本社の関係や連絡網を立ととか、京の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことが、地方経済産業局での実施が不可欠である。	会見解 H 22. 7. 15)	所の立地道県知事がメンバー) 原子力発電等に関する提案書 「原子力政策の推進に当たっては、国が前面 に出て、国民理解の促進に努めること」とされている。(平成21年11月) ・ 全国知事会 国の出先機関原則廃止PT における見解 「電源及び原子力関連施設の立地促進に関す る事務については国が実施すること」とされている。(平成22年5月)	通じた、立地域のみならず国民全体との相互理解の向上が必要である。」「無いのでである。」「「大きな、情報の受け手に応じたのでで、ないのでは、「大きのでは、はないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

	1	1		自己仕分結果		Ī	
機関名		事務・権限	(記号)	日C仏が桁朱 : (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	32-1	各種 リサイクサイク リサギリ 等進 も 装り サイクルイク ル・ク	A-aが県の立い県与)だ関引のあ告検、の併検、お続いのあい場合・では、 本所の立い県与)だ関引 では、ののありが、ののありでは、ののありでは、のののありでは、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	会見解H		
経	32-2	ルの推進 ・家電リサイクル	入て事在る(をしにき検、業地権行討出いきに務等管付限た機も別し、お続きで限権。先て事の所の轄与)に続きる。	① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復(支払ったリサイクル料金の返還等)や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		出先機関改革にかかる工程表(H21.3.24 地方分権改革推 21.3.24 地方分権改革推 進本部決定):一の都道府県内等 にのみ事務所等がある小売業者に 対する家電リサイクル法上の報告 徴収、立入検査の権限を、都道府 県等に付与する。

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	ルの推進 食品リサイクル	事都る徴査都権行討出い所が県の立い県与いた機引で道限権。先てのあた機引のでは関いた機引のあた機にが	ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与(併行権限)することを検討。(主管省庁である、農林水産省との調整が必要。)			
	ルの推進 ・資源有効利用 促進法に基づく報	事都る徴査都権行討出いき業道場似に道限権。先て事所が県の立い県与)だ関引・にも、としまる。	① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与(併行権限)することを検討。			

		i		ウスは八針田	ı	T	
機関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経		各種 リサイクル法 の が が が が が が が が が が が が が が が が が が	С-с	① 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車課修正製造事業者及び自動車輸入事業者(以下「メーカー等」)に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国(本省)が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づい、メニカー等に対することから委託契約関係を確認する必要が応することがも等に対するとのとのも実施に対するといるに対しても、メーカー等に対しても、メリカーのでは、対しているに対しても、メリカーのでは、対して活動をしているに、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。	地方移管 (全国知事 会見解 H 22.7.15)		
経	34–1	環境ビジネス支援 等に関する事務 ・環境配慮活動活 性化ビジネス促進 事業	D	環境配慮活動活性化ビジネス促進事業は、平成21 年度をもって廃止。 今後は、国(経済産業局)、自治体、企業の協働による、地域の環境 ビジネスの創出を推進。	廃止・民営 化(全国知 事会見解H 22.7.15)		
経	34-2	環境に国度・制中るというでは、大学・制中のでは、大学・制学を表現である。また、大学・制学を表現である。また、大学・制学を表現である。また、大学・制学を表現である。また、大学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学・制学	С-с	② 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)に基づく国の制度であり、試行排出量取引スキーム等とともに、排出量取引の国内統合市場の一翼を担うもの。国内クレジット制度の活用に当たっては、国が設置する国内クレジット部度の活用に当たっては、国が設置する国内クレジットで事業計画の作成等と同で、地域における排出削減方法論に沿っては、排出削減方法論に係る専門的知見とともに、制度を運営する国とののため、地域における排出削退ともに、制度を運営する国との密接は連携が必要であり、いう新しい分野の制度であるため、自治体の関組な連携が必要であり、いう新しい分野の制度であるため、自治体の関組が連携にはよって、結果的にCO2削減量の総量が減少する可能性が高い。 ④ 本事業は、1県あたり平均4件/年、件数の少ない県(長崎でしたリウスには、案件発掘が出来なかった年もあり、かつ中には、第件発掘が出来なかった年もあり、かつから知識が高い。		・国内クレジット制度は、新しい分野の施策であるため、自治体には十分なノウハウがなく、ソフト支援事業者も首都圏に集中している。国が直接事業を行う方が効果的である(四国地域の事業者、大阪市等)。・本県のように、そもそも案件が少ない地域の自治体が、各々独自にソフト支援事業を行った場合、費用対効果が低下し、非効率となるおそれが高い(大分県)。	

機関名		事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
饿闰石		7 727	(記号)	(説明)	地力側の息兄	その他各方面の息見	成任の政府万町寺
	35		(4正況つ府す関権府るそ討し機も務施 ※ 平月法を、県るす限県このす、関引・施 上平月法を、県るす限県このす、関引・市 と記もっ。2行執まので業事、付と細。・お続限る こ以の2の行え都完者務都与しをた出いきを) 外 年改状つ道結に・道す、検だ先て事実 の	() () () () () () () () () ()	会見解H		第2次勧告(地方介権では、
経		新工ス促生する ・新工人保護者におきない。 ・おび、 ・おび、 ・おび、 ・おび、 ・おび、 ・おび、 ・おび、 ・おび、		①、②、④ 新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギーは高治体には、なお、では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一			

機	名		事務・権限		自己仕分結果	地方側の意見	その他各方面の意見	
1201.			バイオマス等未活用エネルギー事業	(記号) D	(説明) 当該事業は、平成21年度で廃止。	廃止・民営 化(全国知	C 37 IE E 73 III 47 /E/5E	MI IT AN WILLY IN VI
			調査事業			事会見解 H 22. 7. 15)		
	経	37	電源及の立務のでは、「は、「は、」では、「は、」は、は、は、は、	С-с	② 電源立地交付金は、交付対象となる事業主体は都道府県等であり、都道府県への権限移譲を行うことが必要である。 国が業務を行うことが必要である。また、経済産業局と交付対象となる事業主体たる都道府県等とのやりまた。経済産業局と事務を行わなければ、申請手続き等を行う側の都道府県等にとって過程となり、国に対する不満の増大が想定され、新規の原子力発電施設等の立地及び既設の発電施設等の運転の円滑化に支障を来す事態が懸念されるため、引き続き経済産業局にて業務を行うことが不可欠。	務(全国知	の	

	T	ı		自己仕分結果	1	<u> </u>	
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
A	38-1	品確な事業を注明できます。日本の施行に関する。一本の施行に関する。一本の施行に関する。一本のでは、一本のでは	A-a 高 高 高 所 所 所 所 所 の に 販 油 が 県 発 、 者 売 微 で の に し の に し の れ し の で の れ の で の が し の れ の が し の が し の が し の が し の が し の が し の が し の が し の が の の の の の の の の の の の の の	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的に緊急のなり、 京等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の出て進行のでは、経済を業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることを前提により事業者の追加的負担が手が、 のとするなど、併行権限とすることを前提に、給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。	会見解H		
経	38-2	石油の備蓄の確保 等に関する法律に 基づく石油販売業 の届出窓口		①、③ 供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合において民間備蓄又は国家備蓄が取り崩された際に、その石油が的確に最終消費者までて、生産予定量及び販売量等の必要な情報を報告させ、周が必要な措置と変もできる旨を石油の備蓄の確保等に関する法律に規定すること、供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合に石油の安定があり、して石油の安定があり、国が統一的に当該事務を実施する必要がのに当該事務を実施するとに届出を行うことは国によて、緊急のでは関係を構築している。では、後後確保は、のののは、大きのでは、大きのは、大きのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきいは、いきいいい			

144 77 4				自己仕分結果			
機関名		事務・権限	(記号)	(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	39	鉱業権の出願・登 の出する基本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C-c	①、② 資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上で、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上で、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上で、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上で、国際のは、国自身がその本来的権能として鉱物資源の合理の合理を必要であり、これを通じ、に、客には、国家の資産をとれて、国内に、公司の公司、国民経済、国家の会理、会社の、国民経済、国民経済、国民経済、国民経済、国民経済、国民経済、国民経済、国民経済	事会見解H		
経	40	採石業・砂利採取 業の協制を ・砂調を ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で ・一で	C-c	② 採石権の強制設定等は採石業者の権利を保護するものであり、国本来の権限として実施しなければ、国家的見地からの岩石採取事業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、そのような場合には著しい支障が生じる。 また、国家的見地から岩石採取業者と鉱業権者との調整が必要となった場合が達成されない可能性があり、著しい支障が生じる。なおうにはあり、「砂利」、「鉱物」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有していることが適切である。このような観点から、引き経済産業局が鉱業法に関する事務・権限を実施している中で、本調整業務を国(経済産業局)が行う必要があり、国(経済産業局)が行う必要があり、国(経済産業局)が行う必要があり、国(経済産業局)が行う必要があり、国(経済産業局)が行う必要があり、国、は、事務の運用に著しい支障が生じる。	会見解H		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果(説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	41 輸出入貿易管理に 関する事務 ・外為法に基づく 貨物の輸出許可 等		①、④ 当該業務は、安全保障上機微な貨物の輸出管理やワシントン条約に規定されている希少性の高い野生動植物の輸出入管理など、国際約束の履行等のために、国本来の業務として行うこととされているものであり、本省と局が役割分担をして一体となって実施しなければ、国際約束の履行に著しい支障が生じるものである。これらの国際約束については、毎年各国の合意により、規制対象品目の改訂等が行われており、過去の経験を含めた専門的知見が必要であるため事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。また、仮に都道府県に移譲した場合、貨物によって許可等の申請窓口が変わり利便性が低下するとともに、都道府県によっては、業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	事会見解 H 22.7.15)		
経	42 関税割当に関する 事務 ・関税暫定措置法 に基づく関税割当 の申請窓口業務 等		④ 関税割当に関する業務については、国際的な約束に基づく貿易政策の執行であるとともに国税である関税の徴収手続きの一環であることから、関税局、税関と連携することが不可欠。仮に都道府県に移譲した場合、各都道府県に担当者を1名以上配置する必要があるが、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。	事会見解H		

関名		事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
経	43-1	国際ビジネス交流	С-с	経済産業局は、国の通商政策の一環として当該業務を実施している。 実施に当たっては、所管地域内の産業特性等を踏まえた上で、外国政	会見解 H 22. 7. 15)	 ○人会議のできた。 ○人会議の関係と、からなどのできた。 ○人会議の関係と、からなどのできた。 ○人会議の関係と、からなどのできた。 ○人会議の関係と、からなどのできた。 ○人会議の関係と、からなどのできた。 ○人のと国が、のとのできた。 ○人のと国が、のとのできた。 ○人のとのできた。 ○人のとのできた。 ○人のとのできた。 ○人のとのできた。 ○人のできた。 ○人のできたいできた。 ○人のできたいできた。 ○人のできたいできた。 ○人のできたいできた。 ○人のできたいできた。 ○人のできたいできたいできたいできた。 ○人のできたいできたいできたいできたいできたいできたいできたいできたいできたいできたい	
経		国際ビジネス交 流・対日投資に関 する事務 ・対日投資	B(2)	広域的実施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。	(全国知事		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
和	16-1 特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務	処分権限を都道府県はすでに有している。		の他の関係者からは、特定 商取引法の一層の執行強化 を望む意見。	進委員会が公開討議